



プログラム変更要望に対する対応について

2012年7月27日
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

1. プログラム変更要望に対する対応について

プログラム変更要望（NACCS掲示板掲載）のうち、新規業務の追加等に係る要望については、基本仕様の検討時点での検討が必要です。現時点では、以下の業務のシステム化の可否について検討を行うこととします。なお、その他のプログラム変更要望については、詳細仕様検討時において検討をいたします。

また、照会業務の追加については、第4回合同WGにおいて提示させていただきます。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	プログラム変更要望に対する対応について	
2. 現行仕様	—	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	プログラム変更要望において、新規業務として要望が挙げられている業務について、システム化を検討する。	
4. 次期仕様	以下の手続き等のシステム化について検討する。 ①輸出取止め再輸入手続きのシステム化 ②汎用申請手続きの個別業務化 ③事項登録業務・確認業務の追加 ④蔵入貨物の後続業務の可能化 ⑤空コンテナの仮陸揚げ対応 ⑥別送品輸入申告のシステム化 ⑦通関士確認業務の追加 ⑧航空輸入貨物のULD単位における管理の可能化 ⑨危険物明細書のシステム化	
5. その他		

2. 輸出取止め再輸入手続きのシステム化

現状

現状、輸出取止め再輸入手続きについてはシステム対応しておらず、以下の手続きを行った上で、「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務により、税関が許可承認等を行った旨を事後登録している。

<輸出取止め再輸入申告に必要なマニュアル手続き>

①**申告者**：輸入申告書（税関様式C5020号に所定事項のほか、その輸入に係る貨物の輸出許可書の番号および輸出取止めの理由を付記したもの）1通に輸出許可書を添付して税関に提出する。



②**税関**：受理した輸入申告書に「輸出取止め」と表示して保管する。輸出許可書には、標題の下へ「輸入申告書」と記入するとともに、「輸出取止め再輸入」の旨及び輸入許可年月日を記入し申告者へ交付する。



③**税関**：輸出について輸出の承認を得た貨物については、その承認に係る輸出承認証の通関欄に輸出取止めの旨を記載して抹消する。

方向性

輸出取止め再輸入手続きについて、システム対応し、以下の業務を作成する。

項番	業務名	対象システム		入力者	概要
		空	海		
1	輸出取止め再輸入申告	○	○	通関業	再輸入手続きに必要な内容の登録を行う。
2	輸出取止め再輸入申告呼出し	○	○	通関業	再輸入手続きに必要な情報のうち、輸出申告情報より呼び出し可能な情報をシステムより呼び出す。
3	輸出取止め再輸入申告審査終了	○	○	税関	輸出取止め再輸入申告に対して審査終了した旨の登録を行う。

3. 汎用申請手続きの個別業務化（1）

現状

現状、「汎用申請（HYS）」業務にて対応している手続きは計223手続き存在する。

（参考）汎用申請業務で対応している手続きの一覧は別紙参照

方向性

現状、HYS業務にて対応している手続きのうち、申請件数が多い手続きについて、個別業務化を行う。

項番	対応手続き名	業務名	対象システム		入力者/出力先	概要
			空	海		
1	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 内貨船機用品積込承認申告 	内貨船機用品積込承認申告	○	○	汎用申請者	内貨物船機用品を外国貿易機または外国貿易船に積み込む場合に申請を行う。また申請内容の訂正を行う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 内貨船機用品積込承認申告（包括） ▶ 内貨船機用品（包括）訂正願 	内貨船機用品積込承認申告（包括）	○	○	汎用申請者	内貨船機用品を外国貿易機または外国貿易船に積み込む場合の包括申請を行う。また包括申請内容の訂正を行う。
3		内貨船機用品（包括）積込承認申告審査終了	○	○	税関	内貨船機用品積込承認申告（包括）に対して審査終了した旨の登録を行う。

3. 汎用申請手続きの個別業務化（2）

項番	対応手続名	業務名	対象システム		入力者/出力先	概要
			空	海		
4	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外貨船機用品積込承認申告 ▶ 外貨船機用品積込承認申告（包括） ▶ 外貨船機用品（包括）訂正願 	外貨船機用品積込承認申告	○	○	汎用申請者	外貨物船機用品を外国貿易機または外国貿易船に積み込む場合に申請を行う。また申請内容の訂正を行う。
5		外貨船機用品積込承認申告（包括）	○	○	汎用申請者	外貨船機用品を外国貿易機または外国貿易船に積み込む場合の包括申請を行う。また包括申請内容の訂正を行う。
6		外貨船機用品（包括）積込承認申告審査終了	○	○	税関	外貨船機用品積込承認申告（包括）に対して審査終了した旨の登録を行う。
7		船用品積込確認		○	汎用申請者	内貨船用品及び外貨船用品の積み込みが完了した旨を登録する。
8		船用品積込統計表		○	税関	積込承認された内貨船用品及び外貨船用品のうち、船用品の価格を積載船舶の国籍別に編集して税関官署別に出力する。
9	▶ 仮陸揚届出（船用品等）	仮陸揚届出（船用品等）	○	○	航空会社 船会社 船舶代理店	沿海通航船又は国内航空機（以下「沿海通航船等」という。）が遭難その他やむを得ない事故に困り外国に寄港して本邦に帰った場合に、その旨を税関に届け出る。
10		仮陸揚船用品等積込確認	○	○	航空会社 船会社 船舶代理店	沿海通航船等が遭難その他やむを得ない事故に困り外国においてその船用品又は機用品を積み込んだ場合に、その目録を税関に提出する。

現状

現状、下記の申請業務について、事項登録業務が存在しない。

- 本船・心中承認申請（HFC）
- 輸入マニフェスト通関申告（MIC）、輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）
- 海上保税運送申告（OLC）
- 輸出自動車情報登録（MOA）
- とん税等納付申告（TPC）

※端末テンプレート画面上で確認する機能は現行システムにも存在する。



方向性

上記手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。

5. 蔵入貨物の後続業務の可能化

現状

蔵入貨物に関しては、蔵入承認申請業務以降、貨物情報及び申告情報について、一定期間経過後システムから削除されてしまう。その為、現状のシステムでは以下の後続業務について実施対象外となっている。

- システムによる保税台帳記帳管理
- 保税運送申告業務
- 在庫管理業務

方向性

蔵入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であっても後続業務についてシステムで実施可能とする方向で検討する。

現状

海上システムにおいて空コンテナの仮陸揚届を提出できない。
仮陸揚げされた空コンテナについて他港への運送を行うことができない。



方向性

- ①「積荷目録情報登録（MFR）」業務及び「積荷目録情報訂正（CMFO1、CMFO2）」業務において、入力項目の追加、見直しを行い、仮陸揚コンテナの登録を可能とする。
- ②「積荷目録提出（DMF）」業務で出力する仮陸揚届出情報にコンテナ番号を出力する。
- ③「保税運送申告（OLC）」業務、「CY搬入確認登録（CYA）」業務、「CY搬出確認登録（CYO）」業務、「船積情報登録（CLR）」業務、「貨物情報訂正（SAI）」業務等で仮陸揚の空コンテナの入力を可能とする。

注：新規業務による対応ではなく既存業務の見直しで対応する方向で検討する。

7. その他業務のシステム化（1）

①現状

別送品輸入申告について、システムで申告を行うことができない。

①方向性

別送品輸入申告のシステム化について検討する。

②現状

輸出入申告業務において、通関士が確認済であることを示す業務が存在しない。

②方向性

「通関士確認業務」を新設する方向で検討する。

③現状

航空の輸入貨物において、システムでULD単位で管理を行う業務が存在しない。

③方向性

航空の輸入貨物において、ULD単位で管理を行う業務について検討する。

④現状

危険物明細書の提出について、紙で運用を行っている。

④方向性

危険物明細書のシステム化について検討する。